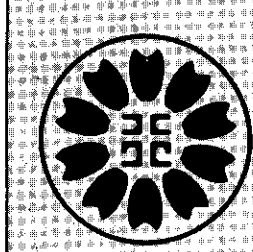


平成22年3月31日発行

発行人  
埼玉県行政書士会  
浦和支部

支部長 赤坂 昌雄



# 会報浦和支部

平成 22 年新年会  
埼玉県行政書士会浦和支部



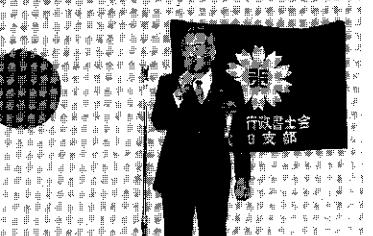
赤坂支部長の年頭あいさつ

参加者は、浦和支部の会員 47 名に加え、来賓に本会から 高玉功穂会長、近隣支部から 斎藤敏夫大宮支部長、永沼逸郎川口支部長をお迎えし、例年にも増して盛大に執り行われた。

定刻になり、小栗重美副支 部長の開会の言葉による開式 のあと、赤坂昌雄支部長が「こ の厳しい世相の下、より勉強をしなければならない 1 年になる。不安な時代なので、志を高くして 1 年を乗り切りたい」と年頭の挨拶を述べた。

引き続き、来賓からも祝辞

平成 22 年新年会  
埼玉県行政書士会浦和支部



高玉本会会長の祝辞

会長からは、県庁の建設業課の相談コーナー設置の実現等、昨年の埼玉会の活動実績についての報告があり、続いて「変化の激しい時代なので、我々も変化で対応する必要がある。情報収集を大切にして時代に合った会の運営に努めたい」との挨拶をいたしました。また、近隣支部の両支部長からも「何事にも挑戦の気持ちを持ち、近隣支部同士切磋琢磨して、この厳しい時代を乗り切ります」と、現在の厳しい時代を反映した発言が続い



矢舗相談役の中締め

その後、近藤定雄常任相談役の音頭による乾杯のあと祝宴に入った。

今年も多数の新会員の参加もあって、宴席も大変盛り上がり、会場のあちらこちらで歓談の輪がいくつも見受けられた。

後半はカラオケタイムとなり、新旧取り混ぜた顔ぶれが壇上で自慢のなどを披露したが、時間の制約もあつて全員の歌声が聞けないのが残念であった。



ご来賓の皆様

平成 22 年新年会  
埼玉県行政書士会浦和支部

**職務上請求書の取扱いに注意!!**

職務上請求書の不適切な使用が大きな問題となっています。会員の皆様には十分ご承知のこととは思いますが、本来の目的以外に使用することのなきよう重ねてお願い致します。



盛会の内に、矢舗昭二相談役の中締め、赤坂博道顧問の三本締めによる本締めで、楽しく盛り上がった新年会の幕が下ろされた。  
(総務部 山口 哲生)

# 業務資料

## 解体工事業・浄化槽工事業

副支部長 小栗重美

### 電気工事業手続について

建設業許可申請業務を行つていますと、解体工事業者登録、浄化槽工事業登録、電気工事業者登録等といつた関連する手続きが出てまいります。

これらの業務は一見簡単ですが、いつい軽視しがちなのですが、実は非常に重要な手続きでもあります。

私自身も正直なところ冷や汗をかいだ経験があります。

例えば入札参加資格申請においてこれらの工事を希望する場合には、それぞれの手続きがなされている書類の写し等を要求される場合があります。その工事は希望できないともいふことも出てまいります。

現在埼玉県庁において、埼

玉県行政書士会による建設業許可の相談コーナーが設置されておりますが、その守備範囲の中にはこれらの手続きも入っています。かねてから一度じっくり調べてみたいと考えていたところ、今回は大変貴重な機会をいただきましたので、これらの手続きを取り

工事業の種類	手続きの種類	
解体工事業（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による。以下同じ）	登録	なし
浄化槽工事業（浄化槽法による。以下同じ）	登録	特例届出
電気工事業（電気工事業の業務の適正化のに関する法律による。以下同じ）	一般用を行なう場合（注1）	登録 みなし登録（注3）
	自家用のみの場合（注2）	通知 みなし通知（注3）

上げてその注意点や相違点を検討してみました。

まず解体工事業、浄化槽工事業、電気工事業の手続の種類をご覧ください。

この表を見て、多少経験のある方であれば左側は該当する建設業許可が無い場合で右側は建設業許可がある場合と簡単に考えがちです。しかし実は注意点いろいろとあります。

注1 電気工事業のうち「一般用」とは主に屋内配線等の工事である電気工事七法の一般用電気工作物に係る工事のこととで、「一般用を行う場合」とは一般用のみ又は一般用及び自家用を両方行う場合を指します。

「自家用」とはビルのキューピックル等の工事である電気工事七法の自家用電気工作物に係る工事のこととで「自家用のみ」とは自家用電気工作物の工事のみを行う場合を言います。

なお電気工事のところの「みなし」とは法文上で登録業者或いは通知業者とみなされるので、手続きが不要になるのではなく、それ開始届、開始通知といった手続きが必要です。

この場合は全く何の業種の建設業許可も持たない会社のパトーンです。

なおこの場合に軽微な工事を超えて工事を行う場合には、それぞれの該当する建設業許可を取得することが必要になります。（③になります。）

以下①から④のケースにわけて必要な手続きの種類は何かを説明し、⑤⑥では注意すべき相違点を見てみます。

①該当工事について建設業許可を取得しなくても施工可能な軽微な工事（建設業法第3条、同施行令1条の2参照。以下同じ）のみを行なう建設業の無許可業者の場合

解体工事業	登録
浄化槽工事業	登録
電気工事業	一般用を行なう場合
	自家用のみの場合

解体工事業	なし
浄化槽工事業	特例届出
電気工事業	一般用を行なう場合
	自家用のみの場合

②土木又は建築工事業の建設業許可業者の場合

③該当業種（解体工事はとび・

土工工事業、浄化槽工事は  
管工事業、電気工事は電気  
工事業）の建設業許可業者  
の場合

この場合は表の通り解体工  
事業は手続きが無いのに対し  
て、浄化槽工事業、電気工事  
事業は手続きが必要となつてい  
ます。

④上記②、③に該当しない業  
種の建設業許可業者で、解  
体工事、浄化槽工事、電気  
工事については建設業許可  
を取得しないでも施工可能  
である軽微な工事のみを行  
なう場合

解体工事業		なし
浄化槽工事業		特例届出
電気工事業	一般用を行なう場合	みなし登録
	自家用のみの場合	みなし通知

（注）なお解体工事業の登録  
業者が、土木、建築又はとび・  
土工工事業の建設業許可を受  
けた場合には、登録は効力を失  
い、登録していた都道府県  
知事に対してその旨を通知す  
る必要があります。

この区分のケースは例えば  
内装仕上工事業の建設業許可  
業者が解体工事や浄化槽工事、  
電気工事をする場合などです。  
なお軽微な工事を超えて工  
事を行う場合には、それぞれ  
の建設業許可を取得すること  
が必要になり、③のケースの  
手続きとなります。

所があり、東京都には無い場  
合でも東京都で解体工事又は  
浄化槽工事をする場合には東  
京都へも手続きが必要とい  
ことになります。

⑤宛  
先の違  
い

宛先にも注意が必要です。

解体工事業		登録
浄化槽工事業		登録
電気工事業	一般用を行なう場合	みなし登録
	自家用のみの場合	みなし通知

解体工事業	業を行なおうとする区域を管轄する都道府県知事
浄化槽工事業	業を行なおうとする区域を管轄する都道府県知事
電気工事業	1つの都道府県内に営業所を置く場合には都道府県知事 ひとつの経済産業省産業保安監督部の区域内の場合には、 産業保安監督部長 複数の経済産業省産業保安監督部の区域内にまたがる場合には 経済産業大臣

所があり、東京都には無い場  
合でも東京都で解体工事又は  
浄化槽工事をする場合には東  
京都へも手続きが必要とい  
ことになります。

所があり、東京都には無い場  
合でも東京都で解体工事又は  
浄化槽工事をする場合には東  
京都へも手続きが必要とい  
ことになります。

⑥営業所の考え方の違い

営業所の考え方ですが、建  
設業許可の場合は常時契約を  
締結する営業所ということで、  
主に契約に関することに重点  
が置かれています。

しかし解体工事業は定義が  
よくわからないため、今回国  
土交通省にも問い合わせをし  
てみました。営業所の定義  
を明示されている通達なども  
ないとのことでした。微妙な  
場合は個別の確認が必要と思  
われます。

浄化槽工事業では常時浄化  
槽工事の施工に関する業務を  
行なう事務所であり、浄化槽  
工事の請負契約の締結等のみ  
を行い、具体的な浄化槽工事  
の施工に関する業務を行なつ  
ていない本店等は該当しない  
とされています。

また電気工事業は電気工事  
の作業の管理を行う店舗をい  
い、電気工事の請負契約等の  
具体的な工事の作業の管理を  
すべて下部組織に行わせてい  
るような本店等は該当しない  
場合

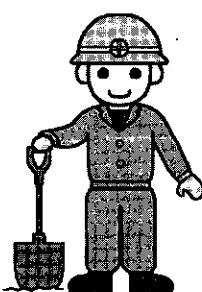
とされています。

従つて、例えば浄化槽工事  
や電気工事の専門の建設業許  
可業者であつても、本店等が  
浄化槽工事業や電気工事業の  
営業所に該当しないという場  
合があります。

また逆に技術職員が勤務し  
て現場の施工を行つていても、  
契約、入札、見積などの営業  
行為などは一切行わず、すべ  
て本店等の指示によつて動い  
ているような営業所は、建設  
業法上の営業所に該当しない  
場合でも、浄化槽工事業や電  
気工事業の営業所に該当する  
可能性があると考えられます。

以上その他にも業の定義の相  
違点という根本的なものや必  
置技術者の職務や常駐義務の  
相違点、工事の範囲の相違点  
等紙面の都合上省略しました  
が重要なものがまだまだあり  
ます。

手続きにあたつては法令や  
手引きによくあたり、不明点  
は問合せをするなどして確認  
しながら進めてください。



### 第3回 浦和支部研修会

平成22年1月29日(金)午後6時より埼玉会館3C会議室にて、企画部主催の第3回研修会を開催しました。

今回のテーマは「遺産分割協議書関連事項について」と題し、司法書士である浦和支部会員の小倉隆先生にご講義をお願いいたしました。

配布されたレジュメを基に、

法定相続と遺産分割協議・遺産分割協議の当事者を主体として大変わかり易い説明であつた上に、遺産分割協議では、意思表示処分に基づく处分行為として真の相続人全員の署名捺印が必要なことから、個々的には問題となる場合があるとの実務上の注意すべき点の説明もありました。

したがつて、我々行政書士にとつては実務に即した充実した内容となりました。



あいさつをする赤坂支部長と吉森企画部長

### 平成22年度 行政書士の相続遺言・内容証明相談日程表

開催日	曜日	区名	氏名
22年 4月1日	木	木	晴研樹子
4月13日	火	木	光彦
4月16日	水	木	記道司
5月6日	木	木	格郎舜
5月11日	金	木	康樹子
5月21日	土	木	祐夫肇
6月3日	月	木	克實孝
6月8日	火	木	一郎和
6月18日	水	木	正生舜
7月1日	木	木	夫彌光
7月13日	金	木	克晴樹
7月16日	土	木	輔博
8月5日	月	木	榮
8月10日	火	木	繁美
8月20日	水	木	悦尚
9月2日	木	木	治克英
9月14日	金	木	博洋
9月17日	土	木	雄
10月7日	月	木	田英正
10月12日	火	木	友土英
10月15日	水	木	俊雄
11月4日	木	木	敏哲
11月9日	金	木	大智
11月19日	土	木	和道
12月2日	月	木	一克夫
12月14日	火	木	郎生
12月17日	水	木	博正
23年 1月6日	木	木	理晴
1月11日	金	木	實孝
1月21日	土	木	聰肇
2月3日	月	木	彌博
2月8日	火	木	彌夫
2月18日	水	木	一輔子
3月3日	木	木	晴子
3月8日	金	木	樹司
3月18日	土	木	志記

### 編集後記

本研修終了後、参加された多くの先生から、「事例が具体的になつていて大変勉強になりました。」とのご評価をいただきました。



小倉講師

私が会員登録した7年ほど前には、ホームページもなく、本会報の「支部だより」に浦和支部の記事の掲載は少なく、寂しい思いをしたものでした。

現在では、前広報部のご努力でホームページは出来、支部会報も年3回の発行となり、活動情報が多く伝わるようになります。支部会員の皆様には支部の活動が行われないときには、残念ながら「支部だより」には支部の活動は掲載できません。また、新年会や研修旅行のような活動は、支部会報の記事と本会会報の記事とは重なりますので、記事の内容と掲載する写真を異なるようにする悩みがあります。記事は書き手を変えて対応していくますが、写真はどうしても同じ写真にならざるを得ないときがあります。支部会員の皆様には、重複した記事をお読みのときはこの辺の事情をご理解頂けるとありがたいです。

(広報部 早坂 舜)